

山梨県公報

第千八百七十一号

平成二十年

七月十七日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定(四件).....	四二一
漁業法に基づく区画漁業の免許の内容となるべき事項等.....	四二二
県営土地改良事業の完了(六件).....	四二三
道路の区域変更.....	四二三
道路の供用開始(二件).....	四二三
山梨県市町村職員共済組合の決算の公表.....	四二四
土地改良区役員の退任及び就任.....	四二六

告示

山梨県告示第三百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南都留郡忍野村内野字家籠土堀二七五四、二七五四の二、二七五六、二七六七の二、二七六八、字子ノ神二七三九、二七四〇の一、二七四六、二七四七、二七四八、二七四九、二七五〇、二七五一、二七五三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字家籠土堀二七五四・二七六八・字子ノ神二七三九・二七四〇の一・二七四九・

二七五〇・二七五一(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、字家籠土堀二七五四の二、字子ノ神二七四八、二七五三
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

都留市大野字入山一五八二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字入山一五八二の二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大島字長野五八〇三・五八〇四・五八〇七・五八〇八・六四四三内一・六四四三内二・六四四三内三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、五七九一、五七九二、五七九三、五七九四、五八〇九、五八一二、五八一六、五八一七、五八一八、六四四三内六、六四四三内八、六四四三内九、六四四三内一〇、六四五九内一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町市之瀬字袋三三四二、三三五〇の二、三三五〇の三、三三五〇の四、三三五五、三三五八、三三五九、三三六〇、三三六一、三三六二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許の内容となるべき事項等を次のように定める。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び地元地区
別表のとおり
 - 二 免許予定日
平成二十一年一月一日
 - 三 申請期間
平成二十年八月一日から同年十月三十一日まで
 - 四 存続期間
平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
 - 五 制限又は条件
別表のとおり
- 別表 漁業権の公示番号、免許の内容となるべき事項及び地元地区

第一内区	第一種区	小割	日	区	郡	設置場所及び管理
第一	第一	こい	一月一日	河口湖	南都留郡	網の面数、規格、設置場所及び管理
第一	第一	こい	一月一日	河口湖	南都留郡	網の面数、規格、設置場所及び管理
第一	第一	こい	一月一日	河口湖	南都留郡	網の面数、規格、設置場所及び管理

号	画漁	式養	十二月	湖町小立	河口湖	方法は県の指示に
	業	殖業	三十一	及び勝山	町小立	従わなければなら
			日まで	の各地先	及び勝	ないこと

山梨県告示第三百十九号

県営土地改良事業（宮原地区水田農業確立排水対策特別事業）の工事は、平成六年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第三百二十号

県営土地改良事業（飯富地区ふるさと水と土保全モデル事業）の工事は、平成九年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第三百二十一号

県営土地改良事業（八日市場地区湛水防除事業）の工事は、平成十年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第三百二十二号

県営土地改良事業（岩間地区水田農業確立排水対策特別事業）の工事は、平成十一年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第三百二十三号

県営土地改良事業（下大鳥居地区湛水防除事業）の工事は、平成十二年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第三百二十四号

県営土地改良事業（大塚地区湛水防除事業）の工事は、平成十三年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第三百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年八月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原あきる野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市桐原字和久松六九八六番の三地先から 上野原市桐原字和久松六九八〇番の六地先まで		一三・五 二九・五	二二・〇 四三・五	二八六・〇
	新			

山梨県告示第三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年八月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横内 正明

山梨県市町村職員共済組合
理事長 小林 義 光

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩平窪平線	山梨市牧丘町大字倉科字久保四八二五番地先から 山梨市牧丘町大字倉科字曲田六二七番の一地主先まで	一四〇・〇	平成二十年七月十七日

山梨県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年八月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	桐原藤野線	上野原市桐原字井戸横道四二七〇番地先から 上野原市桐原字井太家四〇二四番地主先まで	四三・〇	平成二十年七月十七日

公 告

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があつた。

平成二十年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成十九年度の決算を次のとおり公表する。

平成二十年七月四日

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合法定款第5条の規定に基づき、平成19年度決算の要旨を公告する。

平成20年 7月 4日

山梨県市町村職員共済組合

理事長 小林 義 光

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
収									
負担金	2,444,143	8,514,363		92,915	126,865				
介護分	214,204								
掛金	2,470,808	5,029,106			126,800				
介護分	222,358								
施設収入・商品売上						341,647			
利息及び配当金	2,538		304,388	771	2,209	4,419	455,934	70	1
介護利息	41								
その他収入	257,459			50,276	53,118	102	3,579	333,966	215
他経理から繰入金				16,456		51,873			
前年度繰越支払準備金	457,102								
計	6,068,653	13,543,469	304,388	160,418	308,992	398,041	459,513	334,036	216
入									
給付金	2,751,929								
役職員給与				94,454	31,629	7,631	29,909	26,786	
旅費・事務費				6,041	3,530	1,307	1,181	955	
商品仕入						6,762			
飲食材料費						54,367			
委託費				1,784	6,691	112,169	31	31	
支払利息			304,388				338,263	277,310	199
連合会払込金	93,001							35,741	
連合会拠出金	256,538								
老人保健拠出金	856,748								
退職者給付拠出金	1,000,307								
介護納付金	434,996								
他経理へ繰入金	16,456				51,873				
その他支出	6,859	13,543,469		62,852	246,462	159,417	7,255	21,543	16
次年度繰越支払準備金	424,805								
計	5,841,639	13,543,469	304,388	165,131	340,185	341,653	376,639	362,366	215
出									
差引当期利益金		0	0	△ 4,713	△ 31,193	56,388	82,874	△ 28,330	1
差引当期短期利益金	226,128								
差引当期介護利益金	886								
年度末支払準備金	424,805								

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	1,321,736	63	3,357,414	215,367	430,234	746,703	3,030,509	97,454	1
	固定資産			13,840,636	3,621	310	1,586,957	22,372,660	13,343,115	11,693
	資 産 合 計	1,321,736	63	17,198,050	218,988	430,544	2,333,660	25,403,169	13,440,569	11,694
負債	流動負債	212,910	63		1,334	116,133	43,432	23,681,536	158	
	固定負債	424,805		17,198,050	87,862	65,393	6,170	48,710	13,341,066	11,693
	負債合計	637,715	63	17,198,050	89,196	181,526	49,602	23,730,246	13,341,224	11,693
資本	資本剰余金						1,372,252			
	利益剰余金	690,267			129,792	249,018	911,806	1,672,923	99,345	1
	欠損金	△ 6,246								
	資本合計	684,021	0	0	129,792	249,018	2,284,058	1,672,923	99,345	1
	負 債 ・ 資 本 合 計	1,321,736	63	17,198,050	218,988	430,544	2,333,660	25,403,169	13,440,569	11,694

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、小曲土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。
平成二十年七月十七日

一 退任
山梨県知事 横 内 正 明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	飯野 健彦	甲府市小曲町二二六八	平成十八年七月二十四日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	清水 正	甲府市小曲町二二七五	平成十八年七月二十五日